

【新旧対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p><u>(取引時確認、疑わしい取引の届出)</u></p> <p>第6条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に基づく<u>取引時確認及び疑わしい取引の届出</u>を、的確に実施するための内部管理体制を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するうえで重要な意義を有している。</p> <p>2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>取引時確認手続き及び疑わしい取引の届出</u>に係る規定</p> <p>(2) <u>取引時確認手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定を適切に運用するための社内態勢</u></p> <p>(3) <u>取引時確認手続き及び疑わしい取引の届出</u>に係る規定の役職員に対する周知徹底方法</p> <p>(4) <u>取引時確認手続き及び疑わしい取引の届出</u>が適切かどうかの検証方法</p> <p>(5) 役職員の採用にあたって、<u>マネーロンダリング</u>対策実施の観点からの選考基準</p>	<p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p><u>(取引時確認等の措置)</u></p> <p>第6条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に基づく<u>取引時確認等の措置</u>を、的確に実施するための内部管理体制を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するうえで重要な意義を有している。</p> <p>2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>取引時確認等の措置</u>に係る規定</p> <p>(2) <u>取引時確認等の措置を的確に実施するための社内態勢</u></p> <p>(3) <u>取引時確認等の措置</u>に係る規定の役職員に対する周知徹底方法</p> <p>(4) <u>取引時確認等の措置</u>が適切かどうかの検証方法</p> <p>(5) 役職員の採用にあたって、<u>テロ資金供与やマネー・ロンダリング</u>対策実施の観点からの選考基準</p>
<p>第7条 ～ 第19条 (略)</p>	<p>第7条 ～ 第19条 (略)</p>
<p>附 則 (平成19.12.19) ～ (平28.2.25) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 (平成19.12.19) ～ (平28.2.25) (略)</p> <p align="center"><u>附 則 (平28.10.1)</u></p> <p align="center"><u>この改正は、平成28年10月1日から施行する。</u></p> <p align="center"><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p align="center"><u>第6条を改正。</u></p>